

令和2年3月31日
観光庁

令和元年9月末時点における民泊物件について

令和元年9月30日時点での住宅宿泊仲介業者等※が取り扱う民泊物件数は、延べ96,648件となりました。住宅宿泊事業法の施行時点（平成30年6月15日）から71,710件の増加、この半年間では25,359件の増加となりました。

※ 住宅宿泊仲介業者73社（海外事業者：15社、国内事業者：58社）及び同法に基づく届出住宅の取扱いのある旅行業者6社（全て国内事業者）の計79社

【掲載物件の内訳】

民泊物件の種類	民泊仲介サイト掲載件数
住宅宿泊事業法に基づく届出住宅	34,513件
旅館業法に基づく旅館・ホテル、簡易宿所	45,205件
特区民泊の認定施設	16,090件
イベントホームステイ（イベント民泊）	488件
その他 ※短期賃貸借物件等	352件
合計	96,648件

【掲載物件数の推移】

平成31年3月末時点 : 71,289件

平成30年9月末時点 : 41,604件

平成30年6月15日（住宅宿泊事業法の施行日）時点 : 24,938件

なお、観光庁では、住宅宿泊仲介業者等から提出された物件と適法物件のデータベースとの確認を随時行っているところ、物件の所在地が不正確なもの、廃業済みのもの、観光庁が保有するデータベースの情報と一致しないもの等適正な届出、許可が確認できない物件が955件確認され、これらについては、住宅宿泊仲介業者等に速やかな削除又は修正を要請しました。

【問い合わせ先】

観光庁観光産業課 担当：地主・山崎・久保
TEL：代表 03-5253-8111（内線27-303、27-308）
直通 03-5253-8330
FAX：03-5253-1585